

## 水戸市まち・ひと・しごと創生有識者会議要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を市民と行政との協働により策定し、推進するために開催する水戸市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 有識者会議は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が依頼する委員20人程度をもって構成する。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により依頼された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (協議事項)

第4条 有識者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 「水戸市人口ビジョン」及び「水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

### (運営)

第5条 市長は、必要に応じて有識者会議を招集する。

2 有識者会議に、座長を置く。

3 座長は、有識者会議の議長となり、その運営に当たる。

4 座長が有識者会議に出席できないときは、座長があらかじめ指名する者がその代理を務めるものとする。

5 市長は、必要に応じて委員以外の者を有識者会議に出席させ、意見、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、市長公室政策企画課において行う。

### (補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。